

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

2024 年 1 月 5 日

株式会社マネジメントソリューションズ
株式会社 MSOL Digital

2024年1月5日

新設分割に関する事後開示事項

東京都港区赤坂九丁目7番1号
株式会社マネジメントソリューションズ
代表取締役社長 高橋信也

東京都港区赤坂九丁目7番1号
株式会社MSOL Digital
代表取締役社長 阪本幸誠

株式会社マネジメントソリューションズ（以下「分割会社」といいます。）は、2023年12月14日付新設分割計画書に基づき、分割会社のDigital事業（以下「本件事業」といいます。）に関する権利義務を、株式会社MSOL Digital（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行いました。

本新設分割に関する会社法第811条第1項第1号および会社法施行規則第209条に定める事後開示事項は、次のとおりです。

1. 新設分割が効力を生じた日

2024年1月5日

2. 分割会社における法定手続の経過

（1）新設分割の差止請求

本新設分割は、会社法第805条に規定される簡易分割であるため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続

本新設分割は、会社法第805条に規定される簡易分割であるため、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求手続

該当事項はありません。

（4）債権者保護手続

本新設分割において、承継の対象となる債務はなく、会社法第810条第1項第2号に定める債権者は存しないため、同条に定める債権者異議手続は実施していません。

3. 新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、分割会社より、新設分割計画書に記載された、本件事業に関する権利義務を承継いたしました。以上の結果、新設会社が承継した資産の額は50,000,000円、負債の額は0円となっております。

4. その他本新設分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上